



## ！健康保険証の確認方法が変わります！

令和6年(2024年)12月1日に、現行の被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました。

下記の確認方法に変わりましたので、いずれか当てはまる方法で申請をお願いします。

### ■健康保険証の写し（従来どおり）

- ・お手元の（紙）健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます  
※住所や負担割合等に変更がない場合に限る

### ■資格情報のお知らせの写し

- ・各保険者から交付され、記号番号等の保険者に登録されている情報を確認するためのものです

### ■資格確認書の写し

- ・当分の間、マイナ保険証を有していない方へ健康保険証の有効期限内に交付されます  
交付に関する詳しいことは、各医療保険の保険者へお問い合わせください  
※一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る

### ■マイナポータルからダウンロードした資格情報画面

- ・利用するには、マイナポータル及びマイナ保険証の事前登録をお願いします  
申請する際は、マイナポータルからアクセスできる資格情報画面を確認します  
保健福祉事務所へマイナンバーカードを持参してください



## 書類の提出はこちらへ

佐賀中部  
保健福祉事務所

0952-30-1905

鳥栖  
保健福祉事務所

0942-83-3579

唐津  
保健福祉事務所

0955-73-4186

伊万里  
保健福祉事務所

0955-23-5186

杵藤  
保健福祉事務所

0954-22-2104